

議案第 18 号

羽生市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

羽生市市営住宅管理条例（平成 9 年条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居者の選考)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>市長は、羽生市市営住宅入居者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、住宅困窮度の判定を行うに際しては、その意見を聴くものとする。</u></p> <p>5 <u>選考委員会の委員の構成その他運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(入居手続等)</p> <p>第 13 条 入居決定者は、決定のあった日から 10 日以内に、次に掲げる手続（以下「入居手続」という。）をしなければならない。</p> <p>(1) <u>入居決定者と緊急時等に連絡を取ることができる者であつて、市長が適当と認めるもの（以下「緊急時等連絡先」という。）の連署する請書を提出すること。ただし、市長が特別の事情がある</u></p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>住宅困窮度の判定に当たっては、市長が別に定める入居者選考委員会の意見を聴くものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(入居手続等)</p> <p>第 13 条 入居決定者は、決定のあった日から 10 日以内に、次に掲げる手続（以下「入居手続」という。）をしなければならない。</p> <p>(1) 入居決定者と<u>同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、連帯保証人の連署を必要とし</u></p>

と認めた場合は、緊急時等連絡先の連署を必要としないことができる。

(2) (略)

2 (略)

3 市長は、入居決定者が前2項に規定する期間内に入居手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。

4・5 (略)

(入居者の地位の承継)

第15条 (略)

2 (略)

3 第1項の承認を受けた者は、緊急時等連絡先が連署した請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めた場合は、緊急時等連絡先の連署を必要としないことができる。

(敷金)

第21条 市長は、入居者から入居時における3か月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。この場合において、市長は、特別の事情があると認めるときは、当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることを請求することができない。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡した後、これを還付

ないことができる。

(2) (略)

2 (略)

3 市長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に入居手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。

4・5 (略)

(入居者の地位の承継)

第15条 (略)

2 (略)

3 第1項の承認を受けた者は、当該承認を受けた者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人が連署した請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めた場合は、連帯保証人の連署を必要としないことができる。

(敷金)

第21条 市長は、入居者から入居時における3か月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

2 市長は、第18条の規定による家賃の減免又は徴収の猶予を行った者に対し、敷金の減免又は徴収の猶予が必要であると認めるときは、当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡した後、これを還付

する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、当該敷金のうちからこれを控除する。

4 (略)

(修繕費用の負担)

第23条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除く。）は、市の負担とする。

2・3 (略)

(入居者の費用負担義務)

第24条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) (略)

(4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(収入状況の報告の請求等)

第39条 市長は、第16条第1項若しくは第4項、第33条第1項若しくは第2項若しくは第36条第1項若しくは第2項の規定による家賃の決定、第18条（第33条第3項又は第36条第4項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第21条第1項後段の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第35条第1項の規定による明渡しの請求、第37条の規定による住宅のあっせん等又は第41条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その

する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除する。

4 (略)

(修繕費用の負担)

第23条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（次条第4号に規定する費用を除く。）は、市の負担とする。

2・3 (略)

(入居者の費用負担義務)

第24条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) (略)

(4) 畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(収入状況の報告の請求等)

第39条 市長は、第16条第1項若しくは第4項、第33条第1項若しくは第2項若しくは第36条第1項若しくは第2項の規定による家賃の決定、第18条（第33条第3項又は第36条第4項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第21条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第35条第1項の規定による明渡しの請求、第37条の規定による住宅のあっせん等又は第41条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の

他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記載させることを求めることができる。

2・3 (略)

(住宅の明渡し請求)

第44条 (略)

2 (略)

3 市長は、入居者が第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 (略)

(準用)

第56条 第52条の規定による市営住宅の使用については、第53条から前条までに定めるもののほか、第6条から第15条まで、第18条から第30条まで及び第39条から第44条までの規定を準用する。この場合において、第10条第1項中「前2条」とあるのは「第54条」と、第19条第1項中「第35条第1項又は第40条第1項」とあるのは「第40条第1項」と、第39条第1項中「第16条第1項若しくは第4項、第33条第1項若しくは第2項若しくは第36条第1項若しくは第2項の規定による家賃の決定、第18条(第33条第3項又は第36

関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記載させることを求めることができる。

2・3 (略)

(住宅の明渡し請求)

第44条 (略)

2 (略)

3 市長は、入居者が第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 (略)

(準用)

第56条 第52条の規定による市営住宅の使用については、第53条から前条までに定めるもののほか、第6条から第15条まで、第18条から第30条まで及び第39条から第44条までの規定を準用する。この場合において、第10条第1項中「前2条」とあるのは「第54条」と、第19条第1項中「第35条第1項又は第40条第1項」とあるのは「第40条第1項」と、第39条第1項中「第16条第1項若しくは第4項、第33条第1項若しくは第2項若しくは第36条第1項若しくは第2項の規定による家賃の決定、第18条(第33条第3項又は第36

条第4項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第21条第1項後段の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第35条第1項の規定による明渡しの請求、第37条の規定による住宅のあっせん等又は第41条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第55条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

(保証金)

第64条 市長は、使用決定者から3か月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収するものとする。この場合において、市長は、特別な事情があると認めるときは、当該保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

2 第21条第2項から第4項まで及び第22条の規定は、前項の保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「敷金」とあるのは「保証金」と、第21条第2項中「入居者」とあるのは「使用者」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第64条第1項」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、第22条第2項中「入居者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

条第4項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第21条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第35条第1項の規定による明渡しの請求、第37条の規定による住宅のあっせん等又は第41条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第55条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

(保証金)

第64条 市長は、使用決定者から3か月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合において、必要があると認めるときは、保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第21条第3項及び第4項並びに第22条の規定は、第1項の保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「敷金」とあるのは「保証金」と、第21条第3項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第13条及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継を受けた者については、なお従前の例による。

令和2年2月25日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明